

西湖漁業協同組合遊漁規則の変更について

遊漁の制限及び年間券の料金改定

新旧对照表（下線：変更部分）

	<u>容について使用を禁止。)</u> <u>(餌釣り（ムーチング）の禁止。)</u>						
おいかわ	竿釣り <u>(まき餌の禁止。)</u>		6月15日～12月31日の間で組合が提示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）		おいかわ		6月15日～12月31日の間で組合が提示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）

イ漁具・漁法のワーム類の内容

- ①軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌
- ②上記のうちスピナーベイド、ラバージグ、ポークリンド（天然素材のもの）は除外
- 2. ひめます湖畔回遊の時期3月20日～5月31日まで岸からのひめます釣り（岸からのポートでの釣りも含む）は禁止とする。

2項 禁漁区域

魚種	場所	期間
ヒメマス・ワカサギ	西湖コマ形浜から長崎の突起までの間	3月1日～同年12月31日まで
全魚種	組合が指定した保護区全域	3月1日～同年12月31日まで
全魚種	富士河口湖町西湖字駒形、漁協人口河川左右25m沖合30m	9月1日～同年12月31日まで（組合が提示する期間）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所（西湖2243-1番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表

イ漁具・漁法のワーム類の内容

- ①軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌
- ②上記のうちスピナーベイド、ラバージグ、ポークリンド（天然素材のもの）は除外
- 2. ひめます湖畔回遊の時期3月20日～5月31日まで岸からのひめます釣り（岸からのポートでの釣りも含む）は禁止とする。

2項 禁漁区域

魚種	場所	期間
ワカサギ	西湖コマ形浜から長崎の突起までの間	3月1日～同年5月30日まで
ワカサギ	西湖小路原中央部から中の鼻突端まで	3月1日～同年5月30日まで
ワカサギ	西湖喉首突端から西湖キャンプ場中央まで	3月1日～同年5月30日まで
全魚種	富士河口湖町西湖字駒形、漁協人口河川左右25m沖合30m	9月1日～同年12月31日まで

（遊漁料の額及び納付の方法）

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所（西湖2243-1番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表

中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(消費税込み)	
			前売料金	定価
ひめます わかさぎ	竿 釣	1日	1, 700円	2, 200円
ふな こい おいがわ うぐい おおくち ばす	竿 釣	1日	700円	1, 200円
		1年	<u>7, 000円</u>	

第2項～第3項(略)

第5条～第8条(略)

付 則(施行期日)

この規則は令和2年2月1日から施行する。

この規則は、行政庁の認可のあった日(令和5年3月31日)から施行する。

中「1日現場売り」という。)は次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(消費税込み)	
			前売料金	定価
ひめます わかさぎ	竿 釣	1日	1, 700円	2, 200円
ふな こい おいがわ うぐい おおくち ばす	竿 釣	1日	700円	1, 200円
		1年	<u>6, 000円</u>	

第2項～第3項(略)

第5項～第8条(略)

付 則(施行期日)

この規則は平成26年1月1日から施行する。

この規則は令和2年2月1日から施行する。

1日券の遊漁料については、令和3年3月1日から施行する。

この規則の施行前においては、なお従前の例による。